

イベント参加に関する契約

「ピジョンハーツ・ファミリーファームイベント」はピジョンハーツ株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施するイベントであり、このイベントに参加される参加者は当社とイベント参加契約を締結することになります。

第1条 (名称)

このイベントは、「ピジョンハーツ・ファミリーファームイベント」と称し、当社が企画・募集し実施するイベントです。

第2条 (目的)

このイベントは、農業体験を通して次の3つの場を提供することを目的とします。

- 1) 食への関心を広げられる「学びの場」
- 2) 大自然の中、親子でのびのび触れ合える「コミュニケーションの場」
- 3) 「自然の大切さや素晴らしさに気づく場」

第3条 (申込み)

- 1) イベント参加に際しては、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、お申込みください。
- 2) イベント参加契約は、当社指定の期日内にイベント参加費を当社指定口座にお振込み後、当社が申込書とイベント参加費両方の受理を確認出来た時点で成立するものとします。
- 3) 当社指定の期日内にイベント参加費のお支払いがない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱わせていただく場合がございます。

第4条 (申込み条件)

- 1) このイベントに参加されるお子様には、成人の同伴者が必要です。
- 2) イベント開催中の参加者のご都合による別行動は、原則としてできません。

第5条 (イベント参加費のお支払い)

イベント参加費のお支払いは、イベント開催日から遡って10日目にあたる日より前までにお願いたします。

第6条 (イベントの中止について)

- 1) 参加者数が、当社の定める最少遂行人員数に満たない場合、当社はイベントを中止する場合があります。
- 2) 天災地変、暴動、運送・交通機関等のサービス提供の中止、官公署の命令等によりイベントを中止する場合があります。
- 3) その他当社の予測し得ない事由により、イベントを中止する場合があります。

第7条 (イベント参加契約内容の変更)

当社はイベント参加契約成立後であっても、天災地変、暴動、交通機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の予測し得ない事由が生じた場合において、イベントの安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客

様に速やかに当該事由を通知し、イベント日程・サービスの内容を変更することがあります。

第8条 (イベント参加費に含まれるもの)

- 1) ガイドブックに記載された入場料・種まき収穫体験代・その他イベント料(昼食含む)
- 2) その他当社の提供するサービス(記念写真の撮影及び写真現像代・記念品など)

第9条 (参加者がご負担するもの)

- 1) 目的地までの交通費
- 2) クリーニング代・通信費・その他個人の諸経費及びそれに伴う税・サービス
- 3) 傷害、疾病に関する医療費(保険適用外)

第10条 (イベント開催前の参加契約の解除・払戻し)

- 1) 参加者による解除・払戻し
参加者のご都合による、イベント参加契約の解除には、以下のキャンセル料がかかります。

※ キャンセル日は、当社の営業日・営業時間*注1内における参加者のお申し出時を基準とします。

*注1 営業日・営業時間＝平日9:00～18:00(土日祝・年末年始は休業)

キャンセル日	キャンセル料
11日前	無料
10日前～4日前	イベント参加費の50%
3日前～前日	イベント参加費の80%
当日	イベント参加費の100%
イベント開催後のキャンセル または無連絡不参加	イベント参加費の100%

- 2) 以下の事由によりイベント参加契約が解除となった場合は、既にお支払い済みのイベント参加費全額を払戻しいたします。なお、キャンセル料はかかりません。
 - ① 天災地変、暴動、運送・交通機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の予測し得ない事由により、イベント開催が不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ② 当社の責に帰すべき事由により、当初のイベント開催日程通りの実施が不可能となったとき。
- 3) 当社による解除・払戻し
参加者数が、当社の定める最少催行人員数に達せず、イベント参加契約が解除となった場合は、イベント開催日の10日前までにその旨を通知し、既にお支払い済みのイベント参加費全額を払戻しいたします。

第11条（イベント開催後の参加契約の解除・払戻し）

- 1) 参加者による解除・払戻し
参加者のご都合により別行動をされた場合は、一切の払戻しをいたしません。
 - 2) 当社による解除・払戻し
イベント開催後であっても、当社は以下の場合においてイベント参加契約を解除する場合がございます。
 - ① 参加者が病気その他の事由により、イベントの継続参加に耐えられないとき。
 - ② 参加者が当社スタッフその他の者による当社の指示に従わず、または他の参加者に対する暴行、脅迫等により迷惑を及ぼし、団体行動の規律を乱し、安全かつ円滑なイベントの実施を妨げるとき。
 - ③ 天災地変、暴動、運送・交通機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の予測し得ない事由により、イベントの継続が不可能となったとき。
- ※ 2)－①・②に記載した事由の場合は、一切の払戻しをいたしません。
- ※ 2)－③に記載した事由の場合は、全額払戻しいたします。

第12条（免責事項）

参加者が、当社の予測し得ない以下の事由により損害を被った場合、当社は責任を負いかねます。

- 1) 天災地変、暴動、またはこれらのために生じるイベント開催日程の変更もしくは中止
- 2) 道路状況、交通事情、交通機関のトラブルによって生じるイベント開催日程の変更もしくは中止
- 3) 参加者の自由行動中の事故、食中毒、盗難・詐欺等の犯罪行為による損害
- 4) その他、当社の予測し得ない事由による損害

第13条（保険の取扱い）

このイベントでは、傷害保険に加入しています。イベント中は、安全に留意し、万全の体制を整えています。万一事故が発生した場合は、参加者のケガの程度に応じ、以下の保険金額を上限として補償いたします。

- | | | |
|---------|---------|--------|
| 1) 傷害保険 | 死亡・後遺障害 | 200万円 |
| | 通院(日額) | 2,000円 |
| | 入院(日額) | 3,000円 |

第14条（個人情報の取扱い）

- 1) イベント申込書にてご記入の個人情報は、当社におけるイベント管理・参加者の確認・緊急時対応のみに利用いたします。
- 2) イベント中、TV・雑誌等の取材に対応し、または当社の広報・ホームページ等に写真を掲載させて頂く場合がございます。
- 3) この他当社の個人情報の取り扱いに関する方針等については、当社ホームページ(<http://www.pigeonhearts.co.jp/privacypolicy.html>)でご確認下さい。

第15条（その他）

- 1) 道路状況・天候や交通事情、運輸機関の遅れ等により、スケジュールの短縮、変更、省略等が生じる場合があります。
- 2) 参加者の持ち物の紛失、破損について当社は責任を負いかねます。
- 3) アレルギー体質、過敏症、既往症、身体の障害等がある場合は、イベント開催時の安全管理のため当社まで事前に書面にてお知らせ下さい。また宗教上・慣習上、その他の留意事項も同様にお知らせ下さい。
- 4) 参加者が宿泊施設をご利用された際に生じた損害については、当社は責任を負いかねます。

付則 この規則は、2009年5月18日より効力を発するものとします。

2009年5月18日規定
 2010年3月 9日改訂
 2011年1月 5日改訂
 2012年3月23日改訂
 2013年7月24日改訂
 2015年3月23日改訂

ピジョンハーツ株式会社
 〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町4-4
 TEL 03-3661-4290 FAX 03-3661-4280